

情報公開・個人情報保護審議会 諮問・報告事項

件名	新宿区立四谷スポーツスクエア開設準備業務（団体登録及び施設予約受付業務）の委託について
----	---

内容は別紙のとおり

条例の根拠

【報告】

◇第14条第1項（業務委託）

（担当部課：地域振興部生涯学習スポーツ課）

事業の概要

事業名	新宿区立四谷スポーツスクエア開設準備業務
担当課	生涯学習スポーツ課
目的	令和2年4月に開設することになった新宿区立四谷スポーツスクエアの団体登録及び施設予約受付業務を事前から進めることで、開設当初から区民に有効に施設を利用してもらうため。
対象者	団体登録申請をした団体構成員、施設予約申請者
事業内容	<p>1 事業の概要</p> <p>新宿区立四谷スポーツスクエアは、区民にスポーツ、文化的活動、相互交流及び会議の場を提供することにより、スポーツの振興を図るとともに、多くの人が集うにぎわい豊かなまちの実現を図ることを目的に、令和2年4月に開設することになった。</p> <p>同施設は、会議室5室、スポーツができる多目的ホールがあり、区民団体を始め、団体向けに貸し出しを行う。開設当初から区民に有効に施設を利用してもらうためには、事前に団体登録及び施設予約受付業務を行う必要がある。</p> <p>上記業務を効率的に行うため、同施設の指定管理者候補団体である公益財団法人新宿未来創造財団に業務を委託する。</p> <p>2 委託する業務内容</p> <p>(1) 団体登録受付業務（資料48—1参照）</p> <p>(2) 施設予約受付業務（資料48—2参照）</p> <p>(3) web ページ等を用いた事業周知【個人情報の取扱いなし】</p> <p>3 申請件数見込み</p> <p>団体登録…200件</p> <p>施設予約…500件</p> <p>(参考) 新宿区屋内スポーツ施設登録団体数</p> <p style="text-align: center;">3, 429団体（令和2年1月29日現在）</p>

件名 新宿区立四谷スポーツスクエア開設準備業務（団体登録及び施設予約受付業務）の委託について

保有課(担当課)	生涯学習スポーツ課
登録業務の名称	新宿区立四谷スポーツスクエア開設準備業務
委託先	公益財団法人新宿未来創造財団
委託に伴い事業者処理させる情報項目(だれの、どのような項目か)	<p>【団体登録に係る団体構成員の情報項目】 団体名、登録区分、氏名、住所、年齢、電話番号、メールアドレス</p> <p>【施設予約に係る申請者の情報項目】 登録番号、団体名、代表者及び連絡者氏名、代表者住所、電話番号</p>
処理させる情報項目の記録媒体	<p>紙媒体(団体登録申請書、施設予約申請書、団体登録証及び承認書)及び電磁的媒体(委託先のパソコン)</p> <p>※委託先のパソコンについては、施設予約状況管理表(エクセル)の希望する会場・日時枠に、「団体名、登録番号、利用人数」を入力する際のみを使用する。</p>
委託理由	<p>開設当初から区民に有効に施設を利用してもらうためには、事前に団体登録及び施設予約受付業務を行う必要がある。</p> <p>上記業務を効率的に行うため、同施設の指定管理者候補団体である公益財団法人新宿未来創造財団に業務を委託する。</p>
委託の内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 団体登録受付業務(資料48-1参照) 2 施設予約受付業務(資料48-2参照) 3 webページ等を用いた事業周知【個人情報の取扱いなし】
委託の開始時期及び期限	令和2年2月中旬から令和2年3月31日まで
委託にあたり区が行う情報保護対策	<p>【運用上の対策】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 契約にあたり、「特記事項(別紙)」を付すとともに、新宿区情報セキュリティポリシー及び新宿区個人情報保護条例の遵守義務を付す。 2 必要に応じ、区職員が立入り検査を行い、個人情報の管理・保管状態の確認をするとともに、個人情報保護対策を指導徹底する。 3 申請の承認については、区の責務において行う。 4 申請書(原本)は、受理した後、すぐに施錠できる金庫(キャビネット)に保管する。 5 紙媒体(団体登録申請書、施設予約申請書、団体登録証及び承認書)の受け渡しは、鍵付きケースにより運搬し、直接手渡しにより行う。 6 紙媒体(団体登録申請書、施設予約申請書、団体登録証及び承認書)の受け渡し時は、区の職員が、日時、取扱者、情報の内容、数量を確認書に記録し、履歴を追跡できるようにする。 7 申請書の情報は、委託先に記録・保管させないよう指導するとともに、業務終了後、記録・保管していないことの証明書を提出させるよう指導する。
受託事業者に行わせる情報保護対策	<p>【運用上の対策】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 取扱責任者及び取扱者をあらかじめ指定し、区に報告させる。 2 申請書(原本)、登録証及び承認書は、受理した後、すぐに施錠できる金庫(キャビネット)に保管させ、書類ごとに受理した枚数をカウントさせる。

	<p>3 業務終了時には、受理した枚数と保管している書類の枚数が合致していることを確認させる。</p> <p>4 申請書の情報は、記録・保管させない。また、業務終了後、記録・保管していないことの証明書を提出させる。</p> <p>【システム上の対策】</p> <p>1 電磁的媒体（委託先のパソコン）は、ウイルス感染等が無いよう、最新のセキュリティ更新プログラムやパターンファイルを適用させる。</p> <p>2 電磁的媒体（委託先のパソコン）を取り扱うことができる者を特定し、ID、パスワード等によりパソコンの利用認証を行わせる。</p> <p>3 ログ監視ソフト等により、電磁的媒体（委託先のパソコン）のログを収集・管理するなど、情報漏洩等の事故防止対策を徹底させる。</p>
--	---

特記事項

(基本的事項)

- 1 乙は、個人情報の保護及び情報セキュリティの重要性について十分な認識を持ち、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、必要な措置を講じなければならない。

(秘密の保持)

- 2 乙は、業務に関して知り得た個人情報を一切第三者に漏らしてはならない。この契約が終了した後においても同様とする。

(適正収集)

- 3 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、その利用目的をできる限り特定し、その利用目的を達成するために必要な最小限の範囲内で、公正かつ適正な手段によって収集しなければならない。

(本人収集及び利用目的の明示)

- 4 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、本人に対しその利用目的を明示し、かつ、本人から直接これを収集しなければならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りではない。

(収集禁止事項)

- 5 乙は、業務を行うに当たっては、甲の承諾があるときを除き、次に掲げる事項に関する個人情報の収集を行ってはならない。
 - (1) 思想、信条及び宗教に関する事項
 - (2) 社会的差別の原因となる事実に関する事項
 - (3) 犯罪に関する事項
 - (4) その他区民の個人的秘密が侵害されるおそれがあると甲が認めた事項

(持出しの禁止)

- 6 乙は、業務を行うに当たっては、個人情報を甲が指定した場所の外へ持ち出してはならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りではない。

(目的外利用及び第三者への提供等の禁止)

- 7 乙は、業務に関して知り得た個人情報を、この契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供し、若しくは使用させてはならない。

(適正な管理)

- 8 乙は、業務に伴い取り扱う個人情報について、施錠できる保管庫に保管する等善良な管理者の注意をもって保管及び管理にあたらなければならない。

(複写等の禁止)

- 9 乙は、業務を行うために甲から提供され、又は乙が収集した個人情報を複写し、又は複製しては

ならない。

(再委託の禁止)

10 乙は、業務を行うに当たって、個人情報を取り扱う業務を一切第三者に委託してはならない。

(資料等の返還等)

11 乙は、業務を行うために甲から提供され、又は乙が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等が不要になったとき及び業務終了後は、当該資料等を甲に返還し、又は引き渡し、乙が業務を行うに当たり乙の電子計算機を使用した場合には、当該電子計算機に記録された業務に係る個人情報を消去する。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従う。

12 乙は、個人情報を消去した場合には、消去をしたことの記録を保存するとともに、甲に対して消去をしたことの証明書を提出するものとする。なお、甲は、必要に応じ、消去の状況について確認を行うものとする。

(個人情報を取り扱う従事者の指定)

13 乙は、業務を行うに当たっては、個人情報を取り扱わせる取扱責任者及び取扱者を指定し、甲に報告するものとする。

(業務に関する報告)

14 乙は、甲の求めがあった場合は、業務に関する個人情報の取扱い状況の報告を行うものとする。

(監査等)

15 甲は、乙に課した情報保護対策（新宿区情報公開・個人情報保護審議会への報告内容等）に基づき、乙が適正に業務を実施していることを立入り調査等により確認するものとする。

16 前項による確認は、年度当たり1回以上行うものとする。

17 乙は、第15項による甲の確認の際には業務の実施状況を明らかにするほか、業務に関する個人情報の管理状況について甲の立入調査等による監査を受けるものとする。

(従事者に対する教育)

18 乙は、乙の従事者に対する個人情報の適正な管理及び情報セキュリティに関する教育を実施するとともに、新宿区個人情報保護条例について周知するものとする。

(事故発生時等における報告)

19 乙は、業務に関する個人情報の取扱いに関して事故が発生し、若しくは発生するおそれがあるとき又は前各項に掲げる事項に違反したときは、速やかに甲に対して通知するとともに、その状況について書面をもって報告し、甲の指示に従うものとする。

(公表等)

20 甲は、乙が前各項に掲げる事項に違反し、又は怠ったときは、乙に対して改善等に向けた指導を行うとともに、その事実を公表することができる。

(損害の賠償)

21 乙は、第1項から第19項までに掲げる事項に違反し、又は怠ったことにより甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。